

## 料金表 (R8.6改定)

### 訪問介護

利用者1割負担額 (事業所加算 I の料金)

※2割負担の方は2倍、3割負担の方は3倍の料金になります

①身体介護及び生活援助のサービスを個別に利用する場合。

身体介護	30分未満	60分未満	90分未満	30分毎に
	312円	496円	727円	105円を追加

生活援助	20分以上	45分以上
	45分未満	60分未満
	229円	282円

②身体・生活…1回の訪問で、身体介護と生活援助の混在したサービスを一連のサービスとして利用する場合。利用料金は、下記AとBの合計になります。

A：身体介護	30分未満	60分未満	90分未満	30分毎に
	312円	496円	727円	105円を追加
B：生活援助	30分未満			
	83円			

注1) 通常の時間帯(午前8時～午後6時)以外の時間帯でサービスを行う場合は、次の割合で利用料金が加算されます。

早朝(午前6時～午前8時)	25%
夜間(午後6時～午後10時)	25%
深夜(午後10時～午前6時)	50%

注2) 2名の訪問介護員によりサービスを提供する必要があると判断される場合には、利用者様の同意を得た上で通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

\* 訪問介護処遇改善加算 I イ (27.0%) の事業所です。

(処遇改善加算 = 介護現場で働く職員の賃金改善を目的とした国の制度に基づく加算です。)

